

# 暮らしと税



お買い物や  
お食事は、  
地元や県内で！

## 消費税・地方消費税

**国税** **県税**

消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課される間接税です。消費税が課される取引には、併せて地方消費税も課税されます。

原則として、事業者が申告のうえ納める税金ですが、最終的な税の負担者は、商品などを消費し、またはサービスの提供を受ける消費者です。

### 1 納める人は

○ 国内において課税資産の譲渡等を行う事業者

※ 基準期間（個人事業者の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度）の課税売上高が 1,000 万円以下の事業者は、原則として納税義務が免除されます。

※ 免税事業者であっても、課税期間開始の日の前日までに所轄の税務署に「消費税課税事業者選択届出書」を提出することにより、課税事業者となることができます。

○ 外国貨物を保税地域から引き取る人（事業者とは限りません）

※ 保税地域とは、港や空港近隣で輸入が許可される前の貨物を一時保管できる場所として指定・許可された地域です。

### 2 納める額は

○ 税率

区 分	標準税率	軽減税率
消費税（国税）	7.8%	6.24%
地方消費税（地方税）	2.2% （消費税額の 22/78）	1.76% （消費税額の 22/78）
合 計	10.0%	8.00%

※ 軽減税率の適用対象

軽減税率の適用対象となるのは、次のとおりです。

- ① 酒類・外食を除く飲食料品の譲渡
- ② 定期購読契約が締結された週 2 回以上発行される新聞の譲渡

○ 計算方法

・ 国税の消費税の計算

$$\boxed{\text{消費税額}} = \boxed{\text{課税売上げに係る消費税額}} - \boxed{\text{課税仕入れ等に係る消費税額（※）}}$$

※ 基準期間（個人事業者の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度）の課税売上高が 5,000 万円以下の中小事業者は、原則的な計算方法に代えて簡易課税制度（課税標準額に対する消費税額に、該当する事業区分に応じた「みなし仕入率」を乗じた金額を課税仕入等に係る消費税額とする計算方法）を選択することができます。

・ 地方消費税の計算

$$\boxed{\text{地方消費税額}} = \boxed{\text{消費税額}} \times \boxed{\text{地方消費税率（22/78）}}$$

・納付税額の計算

納付税額	＝	消費税額	＋	地方消費税額
------	---	------	---	--------

3 納める方法は

① 国内取引

・個人事業者

課税期間（原則として、1月1日～12月31日）の翌年の3月31日までに、税務署に申告し、納めます。

・法人

課税期間（原則として、事業年度）終了の日の翌日から2か月以内に、税務署に申告し、納めます。

② 輸入取引

外国貨物を保税地域から引き取る時まで、税関に申告し、納めます。

※ ①、②ともに、消費税および地方消費税を併せて申告、納付します。

○ 都道府県への払い込み

国は、地方消費税の納付があった月の翌々月の末日までに、都道府県に地方消費税相当額を払い込みます。それに伴い都道府県は、徴収取扱費を国に支払います。

○ 地方消費税の清算とは

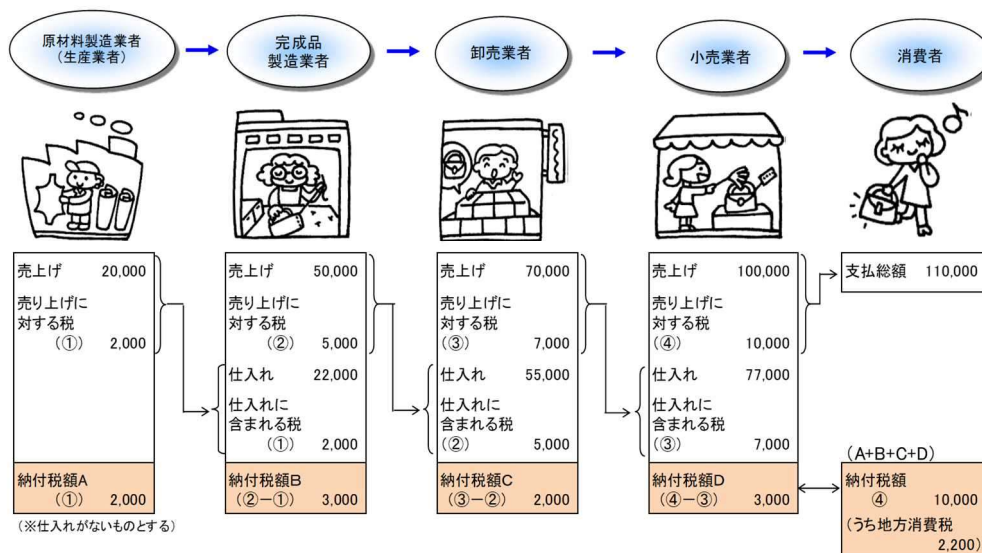
各都道府県に納付された地方消費税は消費に関連した基準（商業統計の小売年間販売額、経済センサス活動調査のサービス業対個人事業収入額および人口）によって、都道府県間で清算を行います。

○ 地方消費税の市町への交付

上記の清算を行った後の金額の2分の1は、県内の市町に交付されます。そのうち、一般財源分については、人口と従業者数によりあん分して交付され、社会保障財源分については、全額人口によりあん分して交付されます。

消費税・地方消費税の負担と納付の流れ

(合計税率10.0%の場合)



4 その他

複数税率に対応するものとして、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるために、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されています。

詳細については、国税庁ホームページ特設サイトをご覧ください。

# たばこ税

国税

県税

市町税

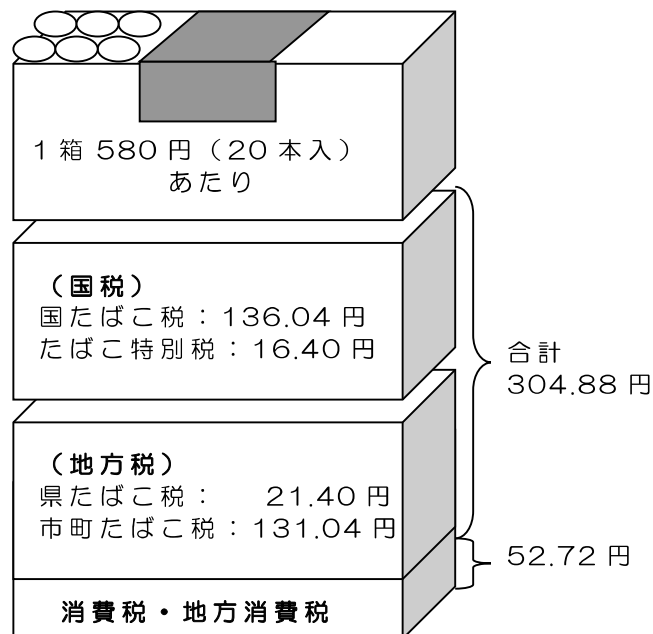
たばこ税は、たばこの消費に対して課される税金で、たばこの代金の中に含まれます。

## 1 納める人は

- ・国たばこ税は、製造たばこの製造者または輸入たばこの引取者
- ・県たばこ税・市町たばこ税は、たばこを国内（県内）（市町内）の小売販売業者に売り渡した卸売販売業者等

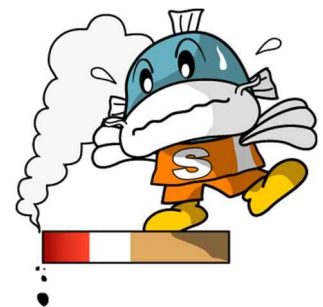
## 2 納める額は

< 代表的な紙巻たばこ1箱当たりのたばこ税等の税額 >



## 3 納める方法は

- ・国たばこ税は製造たばこの製造者が当月製造場の移出分を翌月末日までに（輸入たばこの引取者は引取分を引取時までに）国に申告して納付します。
- ・県たばこ税・市町たばこ税は卸売販売業者等が、当月売り渡し分を翌月末日までに県・市町に申告して納付します。



# 酒税

# 国税

酒税は、ビール、清酒、ウイスキーなどの酒類（アルコール分1度以上の飲料）に対してかかる税金で、酒類の価格に含まれており、製造者、輸入者が納税します。

種類		該当品目
酒 類	発泡性酒類	ビール、発泡酒、その他の発泡性酒類
	醸造酒類	清酒、果実酒、その他の醸造酒
	蒸留酒類	連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール、スピリッツ
	混成酒類	合成清酒、みりん、甘味果実酒、リキュール、粉末酒、雑酒

ビール  
(633ml)



酒税額

114.6 円

清 酒  
(1,800ml)



180.0 円

ウイスキー  
(700ml)  
(アルコール分 43%)



301.0 円

# ゴルフ場利用税

県税

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場を利用する人が負担する税金です。県内にゴルフ場は 44 か所あります。

1 納める人は

ゴルフ場を利用した人

2 納める額は

(県内のゴルフ場を利用した場合)

等級	1人1日につき
特 1 級	1,200 円
1 級	1,050 円
2 級	950 円
3 級	800 円
4 級	650 円
5 級	550 円
6 級	400 円

※ 等級はゴルフ場ごとにその規模や利用料金によって定められます。

3 非課税

- ① 18歳未満の人、70歳以上の人、障害者に対しては課税されません。
- ② 国民スポーツ大会や学校の授業などでゴルフをする時は課税されません。

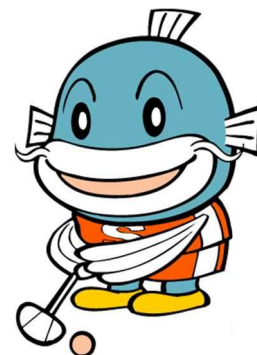
4 納める方法は

ゴルフ場の経営者が利用者から料金とあわせて受け取り、毎月分を翌月 15 日までに県（滋賀県の場合は中部県税事務所）に納入します。

5 市町への交付

ゴルフ場利用税の 70% は、ゴルフ場が所在する市町に交付されます。

ゴルフをするなら県内のゴルフ場で！



# 狩猟税

# 県税

狩猟税は、狩猟者の登録を受けるときに課される税金で、もっぱら鳥獣の保護に要する費用にあてられる目的税です。

1 納める人は

狩猟者の登録を受ける人

2 納める額は

登録を 行う免許	区 分	狩猟税率
網 猟 免 許 ・ わ な 猟 免 許	下 記 以 外 の 者	8,200 円
	軽減税率適用者（下記のいずれかに該当する者） （１） 県民税の所得割額の納付を要しない者で、同 一生計配偶者・扶養親族に該当しない者 （２） 県民税の所得割額の納付を要しない者の同 一生計配偶者・扶養親族 （３） 同一生計配偶者・扶養親族に該当する者で、 農・林・水産業に従事している者	5,500 円
第 一 種 銃 猟 免 許 （ 装 薬 銃 ）  ※ 空 気 銃 に つ い て も 使 用 可 能	下 記 以 外 の 者	16,500 円
	軽減税率適用者（下記のいずれかに該当する者） （１） 県民税の所得割額の納付を要しない者で、同 一生計配偶者・扶養親族に該当しない者 （２） 県民税の所得割額の納付を要しない者の同 一生計配偶者・扶養親族 （３） 同一生計配偶者・扶養親族に該当する者で、 農・林・水産業に従事している者	11,000 円
第二種銃猟免許（空気銃のみ）		5,500 円

- ◇ 空気銃のみを使用することを理由に第二種銃猟免許の登録を受けた方が、その後第一種銃猟免許の登録をされた場合は、第二種銃猟免許に係る狩猟税に加えて第一種銃猟免許に係る狩猟税が課税されます。
- ◇ 網猟免許とわな猟免許の両方の登録を受ける場合は、それぞれについて狩猟税が課税されます。
- ◇ 対象鳥獣捕獲員または認定鳥獣捕獲等事業者の従事者の方が狩猟者の登録を受ける場合は、令和 11 年 3 月 31 日までは狩猟税がかかりません。
- ◇ 許可捕獲等をした方または許可捕獲等に従事した方が狩猟者の登録を受ける場合には、令和 11 年 3 月 31 日までは税率が 2 分の 1（100 円未満切り捨て）となります。